

平成十六年十一月十日提出  
質問第三六号

精神障害者の社会的入院削減に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 精神障害者の社会的入院削減に関する質問主意書

本年九月に、精神保健福祉対策本部から「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（以下、「ビジョン」と言う。）が発表された。ビジョンでは、基本方針として「なお、受入条件が整えば退院可能な者約七万人については、全体的に見れば、入院患者全体の動態と同様の動きをしており、精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることにより、十年後の解消を図るものである。」と書かれている。しかし、これは、平成十四年に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案を審議する中で、厚生労働大臣が答弁した内容と、目標期間において齟齬<sup>そご</sup>を生じている可能性があると思われる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 ビジョンの基本方針に書かれた「十年後」とは、どの時点を起算点として、いつまでに完了すると考えているのか。

二 平成十四年十一月二十九日の法務委員会厚生労働委員会連合審査会において、水島議員の「この附則の内容を私たちが判断する上で、もう一言お答えいただきたいんですけれども、七万二千人の社会的入院の

方たちを何年間で解消するというふうに、この附則から数値目標を立てられますでしょうか。」という問いに対して坂口厚生労働大臣は、「これは前にもあるいは申し上げたかも知りませんが、今までは一応十年というふうに言っていたわけでございます。」「私たち、十年というふうに申し上げたわけでございますが、できる限り、その十年よりも早くできれば、それにこしたことはないわけでございますので、これは積極的に進めたいと思っっている次第でございます。」と答弁された。また、同会での私の質問に対して坂口大臣は、「したがいまして、十年というふうに申し上げましたのは、それらのことをもろもろ考えると、これを全体に、各地域に戻すということをしよと思えばそのぐらいの年月がかかるのではないかと、このことを想定して申し上げたわけでございますが、何も十年かろうというふうに初めから思っているわけではございませんで、できる限り十年を縮めていくことができるといふふうに、率直にそう思っている次第でございます。」と答弁された。これらの答弁は、遅くとも平成二十四年までには社会的入院を概ね解消する考えで、更に、これをできる限り前倒しで行うことを表明していると受け取れるが、いかがか。

三二で示した大臣の発言から考えると、ビジョンに書かれている「十年」は、平成十四年を初年度、目標

の達成年限は平成二十四年より前とし、併せてこれを可能な限り前倒しする旨を明確にすべきと考えるが、いかがか。

右質問する。